

第83号議案

春日市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和2年12月1日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

地方税法(昭和25年法律第226号)の一部改正に伴い、これに準じて、受益者負担金に係る延滞金の割合の特例に関し、所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

春日市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(昭和52年条例第23号)の一部を次のように改正する。

附則第3項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(延滞金の割合の特例)」を付し、同項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合)」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。)」に改め、「。以下この項」の次に「及び次項」を加え、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 4 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合(延滞金特例基準割合を除く。)が年0.1パーセント未満の割合であるときは年0.1パーセントの割合とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。